

国土交通省 近畿地方整備局  
和歌山工事事務所

資 料 配 布

配布日時

平成13年8月10日  
14時30分

件 名

## 紀の川取水制限

8月10日から取水制限立会確認

概 要

昨日の8月9日の紀の川濁水連絡会において、紀の川利水については、農水30%、上工水約20%（安定10%・暫定30%）の取水制限が決定されたことにより、奈良県については農水8月13日・上工水8月10日から、和歌山県は8月10日から農水・上工水の取水制限が実施されることになった。ついては、取水制限の実効のために、10日13時30分から順次近畿地方整備局和歌山工事事務所職員が現地において、利水者との双方立会のもと、各取水施設の取水制限の確認を行う。

また、和歌山工事事務所では節水PRとして、横断幕を掲示するとともに河川パトロール車等に貼付等を行う。

取 扱 扱 い

テレビ・ラジオ : \_\_\_\_\_  
新 聞 : \_\_\_\_\_

配 布 場 所

近畿建設記者クラブ  
大手前記者クラブ  
和歌山県政記者クラブ  
和歌山県地方新聞記者クラブ  
和歌山県政放送記者クラブ  
奈良県政記者クラブ  
五條市政記者クラブ

神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は、近畿地方整備局記者クラブ 清水(06-6942-1141内線2811)に問い合わせ願います。

問 合 合 せ 先

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山工事事務所

副 所 長 まつむら はじめ  
松 村 肇 (内線204)

河川管理課長 大 杉 広 徳 (内線331)  
電話 : 073-424-2471

## 取水制限現地立会確認の実施について

### 1. 目的

紀の川渇水連絡会で決定した取水制限の実効のために、現地において利水者と双方立会のもと、取水制限の確認を行う。

### 2. 実施時期等

(下記行程のとおり)

### 3. 実施主体

近畿地方整備局和歌山工事事務所

### 4. 取水制限の内容

○農水については30%の取水制限

○上工水については約20% (安定10%・暫定30%) の取水制限

### 5. 立会確認の内容

○流量計等による目視確認

○取水制限の実施方法等の確認 (聞き取り等)

### 6. 実施個所及び行程

箇所	日	時間	備考
下洲頭首工 (上・農)	13日	10:00	南近畿
五條市水道 (上)	10日	17:00	五條市
橋本市水道 (上)	10日	13:30	橋本市
小田頭首工 (農)	14日	11:00	南近畿
藤崎頭首工 (農・左右岸)		10:00	
岩出頭首工 (農・左右岸)	14日	10:00	南近畿
新六ヶ頭首工 (農)		11:00	
河東取水口 (上・工)	10日	15:30	和歌山市
松島取水口 (工)		15:30	
加納取水口 (上)		15:00	
有本取水口 (上)	10日	15:00	和歌山市
六十谷第一取水口 (上・工)		15:30	
六十谷第二取水口 (工)		16:00	